

「会津清酒の普及の促進に関する条例（素案）」について

1. 条例の制定理由

近年の生活習慣・嗜好の変化により全国的に日本酒の需要低迷が続いており、会津清酒も例外ではなく、その売り上げは最盛期から大きく落ち込んでいます。本市において、酒造業は観光資源としての側面も持つ重要な産業の一つであり、その衰退は地域経済に大きな影響を及ぼします。また、伝統産品である会津清酒の普及・促進は、会津の文化を後世に継承していくためにも大変重要であります。

こうした状況において、現在、会津清酒は平成 24・25 年の全国新酒鑑評会において福島県の金賞受賞数日本一を牽引する実績を残し、さらに地域の業界団体の活動が非常に活発化しています。

本市は、このタイミングを逃すことなく、また地域の業界の積極的な取り組みがより効果的に進められるよう、条例の制定により会津清酒の普及促進に対する本市の姿勢を明確化し、それを根拠として、今後、市・事業者・市民が一体となって会津の文化である会津清酒の継承とそれを通じた地域経済の振興を図っていかうとするものです。

2. 条例素案の概要

(1) 目的

本市の伝統産品である清酒による乾杯の習慣をはじめ、会津清酒をより深く理解し楽しむ機会を創出し、広めることにより会津清酒の普及促進を図ることを通じて、会津地域及び日本の文化への理解と継承の促進に寄与することを目的とします。

(2) 対象

この条例において「会津清酒」とは、会津地域全域において製造される清酒（酒税法第3条第7号に規定される酒類）を対象とします。

(3) 市の役割

市は、会津清酒の文化を市内外に広く情報発信し、その普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(4) 事業者の役割

会津清酒を製造、販売又は提供する事業者は、会津清酒の文化を継承し、その普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者が行う会津清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(5) 市民の役割

市民は、会津清酒が本市の誇るべき文化であることを理解し、本市及び事業者が行う会津清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(6) 配慮事項

市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとします。

3. 施行予定日

平成 26 年 12 月下旬（平成 26 年 12 月市議会定例会に提案予定）